

令和2年度 処遇改善計画並びに特定処遇改善計画について

1、賃金改善計画

(1) 支援事業部(障害福祉サービス事業所)

①福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ 申請取得

賃金改善実施期間	令和2年4月～令和3年3月
賃金改善方法	年度末の一時金としての支給と、令和2年度より基本給に処遇改善給を設けて毎月支給

②福祉・介護職員等特定処遇改善加算

賃金改善実施期間	令和2年4月～令和3年3月
賃金改善方法 A 経験・技能のある職員 B 他の障害福祉人材 C その他の職種	年度末の一時金としての支給

(2) 介護事業部(介護保険事業所)

①介護職員処遇改善加算Ⅰ 申請取得

賃金改善実施期間	令和2年4月～令和3年3月
賃金改善方法	年度末の一時金としての支給と、令和2年度より基本給に処遇改善給を設けて毎月支給

②介護職員等特定処遇改善加算

賃金改善実施期間	令和2年4月～令和3年3月
賃金改善方法 A 経験・技能のある職員 B 他の障害福祉人材 C その他の職種	年度末の一時金としての支給

2、キャリアパス要件

要件Ⅰ

イ:福祉・介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件を定めている。

ロ:イに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めている。

ハ:イ、ロについて、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての福祉・介護職員に周知している。

実施状況:以上の要件を全て実施している。

要件Ⅱ

イ:福祉・介護職員の職務内容等を踏まえ、福祉・介護職員と意見交換しながら、資質向上の目標及び①、②に関する具体的な計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を確保している。

一 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、福祉・介護職員の能力評価を行う。

二 資格取得のための支援の実施

ロ:資格取得のための支援の実施

実施状況:①当法人の人材育成指針に基づき策定された年間研修計画を、それぞれの職員階層に応じて研修を受講して人材育成、資質の向上に努めている。

②資格取得のための支援の実施(社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、ケアマネジャーの受験対策講座並びに無料による全国模擬試験の実施)

要件Ⅲ

イ:福祉・介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けている。

ロ:イについて、全ての福祉・介護職員に周知している。

実施状況:以上の要件を全て実施している。法人規程により定めている。

3、職場環境要件

【資質の向上】

①働きながら介護福祉士等の資格取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援

②研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動

【労働環境・処遇の改善】

①新人福祉・介護職員の早期離職防止のための新人指導担当者制度等の導入

②ICT活用(支援内容や申し送り事項の共有(事業所内に加えタブレット端末を活用し訪問先でアクセスを可能にすること等を含む)による福祉・介護職員の事務負担軽減、個々の利用者へのサービス履歴・訪問介護員の出勤情報管理によるサービス提供責任者のシフト管理に係る事務負担軽減、利用者情報蓄積による利用者個々の特性に応じたサービス提供等)による業務省力化

③健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備

【その他】

①障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮

②非正規職員から正規職員への転換

4、見える化要件(特定加算)

緑星の里ホームページへ掲載